

兵庫県公報

平成20年3月11日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
畜産特別資金利子補給規則の一部を改正する規則（畜産課）.....	1

公布された法令のあらまし

●畜産特別資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第7号）

大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱及び養豚経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱の一部改正に伴い、大家畜経営改善資金、大家畜経営継承資金、養豚経営改善資金及び養豚経営継承資金の貸付利率の上限を年1.56パーセントから年1.46パーセントに引き下げることにした。

規 則

畜産特別資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第7号

畜産特別資金利子補給規則の一部を改正する規則

畜産特別資金利子補給規則（平成元年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表貸付利率の欄中「年1.56パーセント」を「年1.46パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年3月14日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の畜産特別資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承認を得て貸し付ける畜産特別資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承認を得て貸し付けた畜産特別資金に係る利子補給については、なお従前の例による。